

仙台地方裁判所委員会(第42回)議事概要

1 開催

令和5年5月19日(金)午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

仙台地方裁判所第1会議室

3 議題

裁判員対象年齢引下げを迎えての裁判員裁判の運用及び広報について

4 出席者

(1) 委員

岩崎謙二、大森裕昭、小川直人、齊藤慎太郎、佐々木宗啓、佐藤憲康、佐藤康仁、三瓶淳、柴田恵美、富塚リエ、古田耕一、間野明、圓尾佳則
(五十音順、敬称略)

(2) 庶務担当者

高橋事務局長、松田事務局次長

(総務課)

萩生総務課長、長島総務課庶務係長兼広報係長

(刑事部)

石橋第1刑事部裁判官、篠刑事次席書記官、佐藤裁判員調整官

5 議事

(1) 開会

(2) 前回の委員会テーマ(「デジタル化の取組」)に関する取組の報告(長島総務課庶務係長兼広報係長)

ア 民事訴訟手続におけるデジタル化の取組について

裁判書類電子提出システム、通称 mints(ミンツ)の運用が開始され、概ね順調に運用されていることを報告した。

イ 電子決裁に向けた取組について

紙媒体により決裁処理をしていた分野についての電子決裁の取組状況及びこれに対する職員の反応・今後の課題を報告した。

(3) 議題に関する説明内容及び意見交換の要旨は別紙のとおり

6 次回期日等

(1) 次回期日 令和5年11月7日(火)午後1時30分

(2) テーマ 未定(追って調整する。)

(別紙)

説明内容及び意見交換の要旨

第1 裁判員対象年齢引下げを迎えての裁判員裁判の運用及び広報についての取組の説明

職員から以下の点を説明した。

1 裁判員裁判の運用について(佐藤裁判員調整官)

裁判員がどのような手続で選任されるのかを説明の上、裁判員になることについての国民の意識をアンケート結果に基づき紹介した。

2 裁判員広報

(1) 職員説明(萩生総務課長)

現時点における裁判所の裁判員広報について、どのような目的から行っているのかを整理した上で、取組状況を説明した。

(2) 裁判官説明(石橋第1刑事部裁判官)

実際に広報活動を行っている裁判官の視点からの経験談を紹介した。

第2 意見交換の要旨

(◎委員長、○委員、□説明者)

1 裁判員制度の運用について

○:国民は、裁判員裁判に社会貢献の意識や義務感で参加している方が多いのではないかと感じるが、実際はどうか。

□:裁判員裁判の選任手続に携わっている感覚では、一定数の方は義務として参加しているようであるが、そうした方は社会経験を積まれた方が比較的多いと感じている。他方、若い年齢の方は、普段できない経験ができた、参加した経験を自分の仕事にも役立てられると前向きに捉えた方が多いように感じる。そこで、若い方には貴重な経験ができるというアプローチの方が受けがいいように思う。

◎:経験者のアンケートを見ると、自分自身が裁判員を務めることができた満足感や充実感を感じた方が多い。裁判員制度は、自分には関係ないものではなく、参加することで自分にも有益な面がある制度であることを認識してもらえることもメリットであると感じる。

○:裁判員裁判への意識を変えてもらわないと裁判員裁判が成り立たないというような状況はあるのか。

□:呼び出した人数に対する、実際にお越しいただいた方の人数の割合からすると、

現状、制度が成り立たないという状況ではないが、興味のない方にも是非参加いただきたいと考えている。

◎: 制度が成り立たない状況にはないが、様々な年齢層や経験を積んだ方に参加していただいた方が、より国民の意見が反映されることになると思う。

○: つまり、若者の意見も多種多様なパーツの一つとして来てもらいたいということか。

◎: それもあるが、主権者としての行動の一つとして裁判に関わることで、自分が社会の主体であるという意識を高めていただきたいと考えている。

○: 制度上の話についてであるが、調査票に特定の日に行けないと回答すると、選べない確率自体が高くなるのか。

□: 参加に支障のある月は選べないが、それ以外の月はくじで選ばれる。

○: 調査票の送付は年間3000人程度ということだが、それは増やすことができるのか。

□: 翌年以降との兼ね合いもあり、過去の事件も参考に決めた人数が、宮城県においては3000人程度となっている。

○: 18歳、19歳の多くは学生だと思うが、学生というだけで辞退事由になるのか。

□: 学生証を添付していただければそれだけで辞退は可能であるが、学生であっても夏休み等があると思うので、可能な限り参加していただきたいと考えている。

○: 18歳、19歳であっても、性犯罪の場合に裁判員の対象から除外されることはないのか。

□: くじで自動的に選ばれるので18、19歳だからといって最初から除外されるということはない。

○: 年齢等によって日当は異なるのか。

□: 年齢によって異なることはない。執務時間に応じて支給額が変わる。

○: 裁判員に選ばれた社会人が会社に提出するような書面や、従業員が裁判員裁判に参加する場合の企業向けの説明書のような書面の、学生用のものは準備されているのか。

□: 参加したことについては、証明書は発行するので、それを学校に提出していただきたいと案内した実例はある。他方、学校に対する説明文書の用意はないので、御意見は参考にさせていただく。

2 裁判員制度の広報について

(1) 広報活動の実情について

○: 広報活動においては、裁判員制度の意義と裁判員裁判に参加することのメリット

をそれぞれどのように説明されたのか。参加することのメリットは一般からは見えづらいので伺います。

□: 前者については国民の常識や良識を裁判に反映させることで、より一層国民から信頼される裁判を実現することであり、中でも最先端の感覚を持っている若年層ならではの常識等も反映させることである。後者については若年層からは知的興味を満たされるということと、学生の頃から裁判員裁判に関わることで知見が広がるということがあるのではと考えている。

○: 実際の裁判でどういう過程で、どういう心証を作りながら裁判を進めるのかについて、どのように説明されているのか。

□: 証拠を見て国民の皆さんがどう考えるのかという話がメインであり、裁判官がどのような思考過程、判断過程を辿るのかはあまり説明していない。裁判官も皆さんも同じ一票であり、自分の意見を思うように出していただきたいということはよく言っている。

○: 出前講義では関心を持っている人を集めているのか。

□: 通信制高校の出前講義では学校側で興味がある生徒を募っていたようである。

□: 200名参加した学校における出前講義は、保護者会発案で申込みいただいた。学生については全員参加、保護者は興味がある方が参加したという形である。

○: 昨年度の出前講義の実績はどうか。また、模擬裁判の広報はどのように行っているのか。

□: 昨年度は出前講義を3回行っている。模擬裁判の広報については、出前講義等の申し込みをいただいた際にお知らせしている。

(2) 広報の方法全般について

○: 広報活動についてSNSは欠かせないものと考えているが、裁判所では活用しているのか。

□: 現在は一部のみの利用に留まっている。

○: 厚労省において職員が飼っている猫をツイッターに載せたところ、多くのリツイートがあった。そういうこともやっていった方がよいと思う。

○: アンケートを見ると多くの方が参加したくないと言っており、その理由が記載されているが、この点を対処していく必要があるのではないか。専門知識に不安があるとなっているが、先ほどの裁判官の説明では裁判員一人ひとり1票ということなので、すべて責任を負っているわけではないということを理解してもらうとよいのではないか。

○: 企業への周知としては、官公庁が行う企業向けの合同説明会であったり、ダイレ

クメールの一斉送信等の手段が考えられるのではないか。

○：出前講義を行っていることを初めて知ったので、それは評価したいと思う。こういった活動は、続けることが大切である。その上で、今後はもう少しメディアやSNSを活用していくべきではないか。

また、出前講義等のイベントを実施する際に、受動的な説明というよりはワークショップ形式で気付きを与えるとよいのではないか。

「やってみて良かった」との声がこれだけあるのであれば、アンケートの結果を活用して広報することも有効だと思う。

○：一番簡単なのは、裁判をもっと傍聴してもらうことではないか。また、裁判員経験者の方から経験談を伝えてもらうことも必要ではないか。

○：一般国民に向けてどのような広報を打つのかという点について、参加したくない理由として挙げられたそれぞれの割合がどの程度だったのかが重要である。社会生活上の支障が恐らく一番割合が高かったのだと思うが、育児、介護等で大変だという方に果たして広報すべきなのかという疑問もある。

(3) 若年層への効果的な広報について

○：成人年齢引下げ前後において、どの程度若年層に力を入れて広報活動に取り組んできたのか。

◎：成人年齢引き下げのタイミングと新型コロナウイルス感染症の拡大が重なって、実際の比較としては大きくは変わらない。新型コロナウイルスの感染拡大が終息に向かっている中で、これから広報活動を本格的に再開していく段階である。これまでの広報は、若年層がいずれは裁判員裁判に関わるという意味で、法教育の意味合いが強かったと思うが、現在は、成人年齢が引き下げられたことで、直ぐにでも参加する可能性があるという意味合いも加わっている。

□：今年も、昨年初めてパイプのできた公民部会と連携して取り組んでいきたいと考えている。また、これまで以上に前出講義の実施に力を入れていきたいと考えている。

○：学校行事に組み入れていくという点に関し、労働紛争のあっせんについて、未然にトラブルを防ぐことが大事という考えに至り、学生に周知することとした。11月の校長会を利用して全ての公立高校の校長を集め、アピールさせていただき、全校に文章で案内をさせていただいたので紹介させていただく。

○：若い人は自分が参加しても発言できるのかと不安に感じると思うので、6人の裁判員がどのような話や評議をしているのか見せられれば不安も解消されるのではないか。

- : 公民部会や学校関係者との繋がりも引き続き大事にしていていただきたい。
当職の所属団体であれば、事業者向けの広報活動にお手伝いできる。
- : 若い世代への広報手段としてSNSは欠かせないツールだと思う。今の学生は新聞、テレビはほとんど見ない人が多く、情報取得の手段としてはほとんどSNS、インターネットとなっている。事務局の方の話を聞くと、SNSを活用しないのは法規上の問題というよりは運用上の問題のように聞こえたので、是非SNSの活用を検討してもらえるといいのではないかな。
- 若年層に積極的に関わってほしいということ伝えるに当たって、社会貢献という
題目が若い世代に刺さるのかという点は、やや疑問を感じる。
- : メリットといった場合、裁判員制度自体のメリット、参加することのメリットがあると思うが、御指摘のとおり、参加するといふ経験になるという抽象的な話では伝わらないような気がする。それが妥当かどうかはともかく、例えば、それをやると就職に有利だよと言った方がメリットを感じるのではないかな。
- ◎: 裁判所は「やりすぎ」「不適切」など、自己規制をかけがちであるが、自己規制のかかっている意見をいただき、広報につなげたいと考えている。
- : こういうメリットがありますよという売りで興味を持ってもらうを増やすことに関して、裁判所として抵抗はないのか。例えば就職活動のアピールになるという動機での参加者を増やすということに抵抗はないのか。
- ◎: どのような動機であれ、参加していただくことに意義があると思う。
- : 営利企業ではないので、売ればいいというわけではないが、色々アイデアを伺った上で選択していければよいと思う。そもそも若い世代の方がどのような点に関心を持っているのかを伺いたいと思った。
- : 若い社員の中で、調査票をいただいたが、最終的に選任に至らず残念と話している者がいた。やはり若い世代にとっては、例えば裁判員をやると最高裁に行けるとか、普通はできない体験ができるとか、何かメリットがあるかと思う。裁判員になると守秘義務があると思うが、最近の若い人は何でもかんでも発信するので、話せなくなるという点の扱いが難しくなるようにも思われる。
- テレビ番組で裁判員を取り上げても、率直なところ喰いつきは悪いようだ。裁判所ウェブサイトには、部活動をしながらアピールするようないい動画もある。このようなテイストで、例えば、映画館とかで30秒程度のPR動画を流すようなことができれば少しは意識してもらえるのではないかな。
- : 本日の裁判所の説明は、これまでの裁判員対象者に向けたアンケートを元にまとめられていると思うが、18歳、19歳となると多くは在学中で社会に出ていないの

で、今回のアンケートを元に議論してどれほど意味があるのか少々疑問に思った。

○: 若者の教育は、当方の所属母体でも非常に難しい問題だと感じている。昨年行った取組として、6秒程度の動画を作成し、Yahoo やYouTubeの中でスキップできないCMとして流したという実績がある。地域や年齢層を絞って見られるような配信ができるので、それも効果的である。

当方でも出前講義を行っているが、3回というのは少々もったいないと感じた。PTAでも社会学級で何か行事をやらなければいけないということがあるので、そのあたりにPRすればもう少し申込みが増えるのではないか。

◎: 今後のヒントとなる多様な意見をいただいた。本日いただいた貴重な御意見を整理し、真摯に考えていきたい。